

## 新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽又はくみ取便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から浄化槽又は変則浄化槽（以下「浄化槽等」という。）に転換する者に対し新潟市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいい、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽で、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、放流水のBODが20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 変則浄化槽 し尿のみを処理する既設の単独処理浄化槽を前置し、その単独処理浄化槽からの放流水と雑排水を併せて処理する付加装置でBODの除去率90%以上で、かつ、放流水のBODが20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたし尿のみを処理するものをいう。
- (4) くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する基準に適合するくみ取便所の便槽をいう。
- (5) 転換 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、改築及び増築を除く住宅の単独処理浄化槽等を、浄化槽に設置替えすることをいう。

### (補助対象地域)

第3条 補助金の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の11第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、新潟市地域下水道条例（昭和58年新潟市条例第7号）第3条に規定する処理区域、農業集落排水事業が予定されている地域及び新潟市浄化槽事業条例（平成22年6月29日新潟市条例第37号）第3条に規定する整備区域を除く本市全域とする。

### (補助対象浄化槽)

第4条 補助金の交付の対象となる浄化槽は、処理対象人員10人以下の浄化槽等（合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省

生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。)が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものに限る。)とし、環境配慮型浄化槽適合機種とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、主に居住の用に供する建物において転換を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽等を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人等の承諾を得られないもの
- (3) 市税を滞納している者
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助金額)

第6条 補助金の額は、浄化槽等の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 規則第6条の規定による補助金の申請は、補助金に係る工事の着手前までに補助金交付申請書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 規則第6条の規定により申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合することを証する書類
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (3) 浄化槽等の工事請負契約書及び工事施工監督する者の資格を証明する書類の写し
- (4) 浄化槽設置工事費の見積書の写し
- (5) 住宅の平面図、浄化槽の設置位置を示す図面及び配管系統図
- (6) 住宅等を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- (7) 単独処理浄化槽等の設置位置を示す図面及び設置状況を示す写真
- (8) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (9) 新潟市制度用納税証明書(申請日前直前のもの)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 規則第7条の規定により、補助金を交付すると決定した場合は補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、交付しないと決定した場合は補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)によりそれぞれ当該者に通知する。

(変更承認申請書)

第9条 規則第10条の規定による補助事業の変更の承認申請は、変更承認申請書（別記様式第4号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、補助金に係る事業完了後1カ月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 規則第13条第3号の規定により報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- （2） 工事費領収書の写し
- （3） 浄化槽法第7条検査の依頼を浄化槽法第57条に基づく指定検査機関が受諾したことを証する書類の写し
- （4） 浄化槽の維持管理等に関する誓約書（別記様式第6号）
- （5） 単独処理浄化槽の使用廃止届出書の写し
- （6） その他市長が必要と認める書類

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新潟市合併処理浄化槽等設置に係る補助金交付要綱の規定は、平成5年6月1日以後に浄化槽工事が竣工するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の人槽区分の欄「5」「11～20」「21～30」「31～50」の項の規定については、この要綱の施行の日以後に交付決定をしたものから、その他の規定については、平成18年4月1日以後に交付決定をしたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の要綱の失効にかかる規定は平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、要綱の失効にかかる規定は令和2年3月31日から施行する。

別表（第6条関係）

設置区分	人槽区分 (人槽)	限度額 (A) (円)
既設単独処理浄化槽 から転換	5	704,000
	6～7	882,000
	8～10	1,176,000
既設くみ取便槽から 転換	5	352,000
	6～7	441,000
	8～10	588,000

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

印

（電話番号）

補助金交付申請書

年度において、浄化槽等を設置したいので、新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所の 地名地番	
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 浄化槽の人槽	人槽
4 交付申請額	金 円
5 設置区分	1 既設の単独処理浄化槽からの転換 2 既設のくみ取便槽からの転換
6 住宅所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
7 住宅の種類	1 住宅 m <sup>2</sup> 2 店舗等併用住宅 （延べ床面積 m <sup>2</sup> ） （居住部分の床面積 m <sup>2</sup> ）
8 着工予定年月日	年 月 日
9 工事完了予定 年 月 日	年 月 日

様

新潟市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付します。

記

- I 交付金額 金 円
- II 交付条件等
- 1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
  - 2 承認事項等
    - (1) 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ新潟市長の承認を受けなければならない。
      - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
      - イ 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき。
      - ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した浄化槽を補助金等の交付の目的に反して使用や、譲渡等をするとき。
    - (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を新潟市長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - 3 状況報告  
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、新潟市長の要求があったときには直ちに新潟市長に報告しなければならない。
  - 4 実績報告  
補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

別記様式第3号（第8条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付と決定する。

記

（理由）

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助対象者 住所

氏名

印

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け新 第 号 で補助金交付決定を受けた新潟市浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1. 補助金申請内容の変更
2. 補助事業の中止
3. 補助事業の廃止

（理由）



別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助対象者 住所

氏名

印

実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定の通知を受けた浄化槽等の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 事業完了年月日 年 月 日

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

氏 名

印

### 浄化槽の維持管理等に関する誓約書

私がこのたび新潟市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受け、浄化槽を設置するにあたり、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

#### 記

- 1 浄化槽法第7条に規定する法定検査の受検
- 2 浄化槽法第11条に規定する法定検査の受検
- 3 浄化槽法第10条に規定する保守点検の実施
- 4 浄化槽法第10条に規定する清掃の実施
- 5 地域住民に迷惑をかけないよう適正な使用に努め、維持管理の徹底を図るとともに、万一、苦情等が生じた場合は責任をもって解決する。

※ (1) 住所・氏名は申請者の自筆記載としてください。

※ (2) 誓約書印は、交付申請書に押印したものと同一の印としてください。